

せいかつ ほご 生活保護のしくみ



せいかつ ほご

生活保護とは・・・

にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな
日本国憲法第25条の「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営
けんり ゆう きてい もと せいかつ こま かたがた さいてい
む権利を有する」という規定に基づいて、生活に困っている方々の最低
げんど せいかつ ほしょう いちにち はやくじぶん ちから ほか ほうほう せいかつ
限度の生活が保障され、一日も早く自分の力、または他の方法で生活が
できるようになるまで手助けすることを目的とした制度です。
このしおりは、せいかつ ほご せいど ただ りかい
生活保護制度について正しく理解していただくために、
さくせい
できるだけわかりやすく作成したものです。

せいかつ ほ ご けつてい なが 生活保護決定までの流れ



そうだん 1. 相談...

げんざい せいかつじょうきょう き と ほ ご せいど
現在の生活 状 況 などを聞き取り保護制度の

せつめい
説明をします。

しんせい い し ひょうじ ばあい 申請の意思表示がある場合

しんせい 2. 申請...

ほ ご しんせいしよるい ひつようじこう きにゆう ていしゅつ
保護申請書類に必要事項を記入し、提出。

しんせいしゃ ほんにん かぞく ふようぎむしゃ かぎ
(申請者は、本人またはご家族、扶養義務者に限ります。)

ちょうさ 3. 調査...

じゅうきょ かくにん せいかつじょうきょうなど ぐたいてき し
住居の確認や生活 状 況 等を具体的に知るために

たんとういん かてい ほうもん ほ ご
担当員（ケースワーカー）があなたの家庭などを訪問します。保護を
けつてい ひつよう はな
決定するために必要なことをおたずねしますので、ありのままをお話
してください。求められた書類がある場合は、提出してください。

ちょうさ きょうりょく ばあい せいかつ ほ ご う ばあい
調査にご協力いただけない場合は、生活保護を受けられない場合が
あります。

しんだんかいぎ 4. 診断会議...

かいぎ せいかつ ほ ご ようけん み
会議にて、生活保護の要件を満たしているかどうか、

しんせいしよるい ちょうさけつか かくにん おこ
申請書類や調査結果をもとに確認を行います。

けつてい 5. 決定...

しんせい ひ にちいない ちょうさ じかん ばあい
申請した日から 14日以内（調査に時間がかかる場合は、

にちいない けつか しよめん し
30日以内）に結果を書面にてお知らせします。

せいかつ ほ ご しんせい ひ まえ う
※生活保護は申請した日より前にさかのぼって受けることはできません。

～生活保護を受ける前に～



1. 能力の活用について

働ける方は持っているすべての能力を、自立に向けて活用してください。

2. 資産の活用

持っている資産は生活のために活用してください。

資産とは…

預貯金や不動産・貴金属・車・生命保険などのことです。

3. 他方・他施策の活用

年金、労災保険、雇用保険、その他手当、助成など、他の法律や制度などで受けられるものがあれば、すべて活用してください。

4. 扶養義務者からの援助など

可能な場合は、親、子、兄弟、姉妹などの扶養義務者から援助を受けてください。扶養は保護に優先して行われるものですが、扶養は保護決定の要件ではありません。(次ページ参照)

5. その他

暴力団員は生活保護を受けることはできません。

ふようしょうかい ～扶養照会について～



ふようぎむしゃ 扶養義務者とは…

ふようぎむしゃ しんせい かた おや こ きょうだい しまい みんなぼうじょう
扶養義務者とは、申請される方の親、子、兄弟、姉妹（民法上の
きてい
規定）です。

ふようしょうかい 扶養照会…

せいかつ ほ ご しんせい かた いまげんざいせいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう かた ふよう
生活保護を申請する方や、今現在生活保護を受給中の方の扶養
ぎむしゃ けいざいてき しえん せいしんてき みまも おこな
義務者に対し、経済的な支援や精神的な見守りなどを行えるか
かくにん ほうもん てがみ き
確認するために、訪問やお手紙にて聞いてみることです。

ふようしょうかい ばあい 扶養照会をしない場合…

- ふようぎむしゃ せいかつ ほ ご じゅきゅう
・扶養義務者が生活保護を受給している
- ふようぎむしゃ しゃかいふくししせつ にゅうしょ
・扶養義務者が社会福祉施設に入所している
- ふようぎむしゃ ちょうきにゆういん
・扶養義務者が長期入院している
- せんぎようしゅふ しゅふ しゅ せいけいいじしゃ※1
・扶養義務者が専業主婦・主夫など主たる生計維持者
ひかどうしゃ※2
ではない非稼働者 ※1生計維持者…その家庭の家計を支えている者
ひかどうしゃ はたら もの
※2非稼働者…働いていない者
- ほごしゃ せいかつれきとう とくべつ じじょう あき ふよう
・保護者の生活歴等から特別な事情があり、明らかに扶養ができない。
ほごしゃ ふようぎむしゃ しゃっきん かさ そうぞく たいりつ
（保護者が扶養義務者に借金を重ねていたり、相続をめぐり対立し
ていなどの事情や、縁を切られている、10年程度音信不通など）
じじょう えん き ねんていどおんしんふつう
・扶養義務者に扶養を求めることにより明らかに保護者の自立を阻害
ふようぎむしゃ ふよう もと あき ほごしゃ じりつ そがい
すると認められる
みと
ぎやくたい
(DVや虐待を受けていたなど)

～世帯とは～



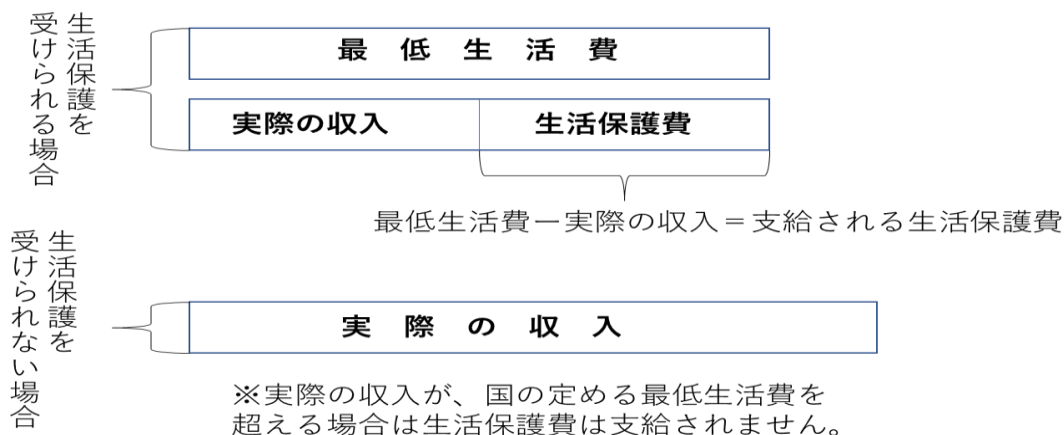
生活保護上の世帯とは、住民票や内縁関係にかかわらず実際に、一緒に生活している方々をいいます。

生活保護法では、同一の生計を営む世帯を単位とします。

～保護を受けられる基準～



最低限の生活を送るための 最低生活費と実際の収入との差額が支払われます



国が定める最低限度の生活を営むために必要な費用（最低生活費）

と、世帯の収入を比べて、世帯の収入が最低生活費以下の

場合に生活保護の対象となり、不足分を生活保護費として支給しま

す。（申請の際は、申請日時点での預金等も収入と判断します。）

生活保護費の種類



- 1 生活扶助・・・衣食や光熱水費など日常生活に必要な費用
- 2 住宅扶助・・・家賃や家屋の修繕・補修、契約更新料などの費用
- 3 教育扶助・・・小学生・中学生の学用品、給食費などの費用
- 4 医療扶助・・・病気やけがの治療のため、医者にかかる費用
(健康保険で適用される範囲)
- ※通院するための交通費 バス・電車・介護タクシーなど
(事前に担当ケースワーカーにご相談下さい。)
- 5 出産扶助・・・お産に必要な費用
- 6 生業扶助・・・技能を身につけたり、仕事につくための費用、
高校にかかる費用(教材代、授業料、通学費、
クラブ活動費)
- 7 葬祭扶助・・・お葬式の費用(原則、扶養義務者などが行う葬儀
一式は除く)
- 8 介護扶助・・・介護保険サービスを受けるためにかかる費用
- 一時的な扶助・・・特別な事情がある場合、被服費・家具什器費、
移送費、入学準備金などがあります。

(※扶助費の金額は、各世帯により異なります。)

～^{ふ ふ く}不服がある場合^{ば あ い}～



^{せい かつ ほ ご}生活保護の申請却下、^{しん せい き や っ か}変更、^{へん こう}停止、^{て い し}廃止などの決定に対して^{は い し}不服^{け っ て い}があるときは、生活支援課に申し出て^{たい}説明を受けてください。

それでも納得^{な っ と く}のいかない場合は、その決定^{け っ て い}のあったことを知った日^{し ひ}の翌日^{よく じつ}からかぞえて3か月以内に千葉県知事^{ち ば け ん ち じ}に対して審査請求^{しん さ せい き ゆ う}をすることができます。

ケースワーカーと民生委員^{みん せい い い ん}



＜ケースワーカー＞

ケースワーカーは、生活保護^{せい かつ ほ ご}を受けている世帯^うの生活状況^{せ たい}を知るために定期的にお宅^{せ い かつ じ ェ う き ェ う}を訪問します。

あなたの世帯^{せ たい}が一日も早く^{いち に ち}、自分たちの力^{は や}で生活できるように、できる限り支援^{じ ぶ ん}しますので、困ったこと^{ち か ら}や、わからないことがありましたら相談^{せい かつ}してください。

＜民生委員^{みん せい い い ん}＞

民生委員^{みん せい い い ん}は、地域ごと^{ち い き}におかれ、生活支援課^{せい かつ し え ん か}などの仕事に協力^{し ご と}していただく方です。家庭のこと^{き ェ う り ェ く}、子どものことなどについて、よき相談^{そ う だ ん}相手^{あ い て}となって、いろいろな問題^{も ん だ い}の解決^{かい け つ}に協力^{き ェ う り ェ く}してくれます。相談^{そ う だ ん}がある場合は、遠慮^{え ん り ェ}なく相談^{そ う だ ん}してください。

生活保護に関する
お問い合わせ

富里市健康福祉部
生活支援課

〒286-0292

富里市七栄652-1

TEL0476(93)4193

FAX0476(93)2215

